

## 第 2 6 9 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 2月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、分割請求と分納分割納入は異なる解釈である根拠がわかる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 3月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を作成していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 4月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
  - (1) 実施機関では、1件の水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）を複数の人に分割して請求すること（以下「複数人あて分割請求」という。）を通常想定しておらず、上下水道料金を定めた名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）及び名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）並びに名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）及び名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）（以下これらを「給水条例等」という。）には、複数人あて分割請求についての定めは存在しない。

また、上下水道局営業所の営業事務について定めた営業事務手続にも、複数人あて分割請求に関する定めは存在しない。

審査請求人及び他 1人に対して行われた複数人あて分割請求（以下「本件取扱い」という。）は、当時の港営業所長の判断で行ったものである。

(2) 本件公開請求における分納分割納入とは、経済的理由等によりお客さまから申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合に営業所長の判断により上下水道料金を複数回に分けて納入すること（以下「分割納入」という。）を指すと思われる。

分割納入については、営業事務手続に定めがあるが、これはあくまでも同一人が 1件の上下水道料金を複数回に分けて納入することである。

(3) 実施機関は、審査請求人が行った別の公開請求で、「当局では分割請求と分納（分割納入）は異なるものであると解釈しています。」と記載された決裁書を公開したが、この決裁書の記述は、あくまで決裁時の説明として記したものに過ぎず、上記(1)のとおり、複数人あて分割請求について定めた文書が存在していない以上、当然ながら分割納入と比較して異なる解釈である根拠を記載した文書も存在しない。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分取消しを求める。

##### 2 審査請求の理由

存在しているから、複数人あて分割請求と分割納入は異なると起案して決定通知となっている。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

##### 2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 水道法（昭和32年法律第 177号）第14条第 1項によると、水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならないとしている。

(2) 本市における上下水道料金については、給水条例等に定めがあるが、複数人あて分割請求についての規定は存在しない。

(3) また、各営業所の営業事務についての取扱いは、営業事務手続に定められており、使用者から申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合は、営業所長の判断により同一の利用者の上下水道料金を分割納入することができる旨の記載はあるが、上記(2)同様、複数人あて分割請求についての記載はない。

(4) 上記(2) 及び(3) のとおり、複数人あて分割請求に関する定めはないが、諸事情を勘案して、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長の判断により、本件取扱いが行われた。

(5) 本件取扱いは、営業所長の口頭の指示により行われた。

### 3 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、複数人あて分割請求と分割納入が異なる解釈である根拠が記載された文書である。

(2) 実施機関の主張から、実施機関は、同一人に対して上下水道料金を分割する分割納入と、複数人に対して上下水道料金を分割する分割請求は、性質が異なるものであると認識し、本件取扱いを行っていたことが認められる。

(3) もっとも、上記 2(2) 及び(3) のとおり、複数人あて分割請求することができる定めは、給水条例等及び営業事務手続には存在しない。

また、上記 2(3) のとおり、分割納入については営業事務手続にその定めはあるものの、複数人あて分割請求と分割納入が異なる点についての記載は認められなかった。

(4) さらに、本件取扱いは、諸事情を勘案して、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長が、経営判断に基づいて、その裁量の範囲内で行い、上記 2(5) のとおり、口頭の指示により行われたものであり、本件取扱いに関連する決裁文書等も存在しない。

(5) 以上のことから、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は不

合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

- 4 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。
- 5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 5月 6日	諮問書の受理
5月17日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明書を受理
11月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年 9月20日 (第21回第 1小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久